



平成 29 年 8 月 9 日

各 位

会 社 名 日本紙パルプ商事株式会社
代表者名 代表取締役社長 渡辺 昭彦
(コード番号 8032 東証第一部)
問合せ先 上席執行役員 管理本部本部長
武井 康志
(TEL. 03-3534-8522)

第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 8 月 9 日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処分期日	平成 29 年 8 月 29 日（予定）
(2) 処分株式数	当社普通株式 1,341,000 株
(3) 処分価額	1 株につき 421 円
(4) 処分総額	564,561,000 円
(5) 処分予定先	三井住友信託銀行株式会社（信託口） （再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、平成 29 年 5 月 26 日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下も同じ。）を対象とした、ストックオプション制度に代わる新たな株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、平成 29 年 6 月 28 日開催の第 155 回定時株主総会において、承認決議されました。また、平成 29 年 8 月 9 日開催の取締役会において、当社と委任契約を締結している執行役員に対しても、本制度を導入することを決議いたしました。

本制度は、当社の取締役及び当社と委任契約を締結している執行役員（以下、総称して「取締役等」といいます。）の報酬と株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、取締役等の退任時（取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した時）に、役位に応じて当社が各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が、本信託を通じて各取締役等に対して交付されるという、株式報酬制度です。本信託の当初の信託期間は約 3 年間とし、当社は、本制度により当社株式を取締役等に交付するために必要な当社株式の取得資金を拠出し、信託を設定します。（当該信託期間中に拠出する取得資金のうち、取締役分については、上限を 2 億 7 千万円と定め、平成 29 年 6 月 28 日開催の第 155 回定時株主総会にて承認を得ております。）

各取締役等に対しては、取締役会で定める株式交付規程に基づき、同規程に定める日に、役位に応じたポイントを付与します。（1 事業年度に付与するポイント総数のうち、取締役分については、上限を 30,000 ポイント（1 ポイント＝10 株：ただし平成 29 年 10 月 1 日付で実施予定の株式併合後は

1ポイント＝1株)と定め、平成29年6月28日開催の第155回定時株主総会にて承認を得ております。)

本信託設定にあたっては、取締役に対する分と執行役員に対する分を合わせて信託し、一括管理いたします。本制度の概要につきましては、平成29年5月26日付「当社取締役に対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ」及び平成29年8月9日付「株式報酬制度の詳細決定に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式の処分は、本制度導入のために設定される信託の受託者である三井住友信託銀行株式会社(信託口)(再信託受託者:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))に対して行うものであります。

処分数量につきましては、本制度導入に際し当社が制定する株式交付規程に基づき、信託期間中に当社取締役等に交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、その希薄化の規模は発行済株式総数150,215,512株(平成29年3月31日現在)に対し0.89%(小数点第3位を四捨五入)、総議決権数144,848個(平成29年4月1日付の株式交換に伴い増加した議決権数10,090個を含みます。)に対する割合0.93%となります。

信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 なお、三井住友信託銀行株式会社は平成29年8月29日(予定)に日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と特定包括信託契約を締結し、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社が再信託受託者となります。
受益者	当社取締役等のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者を選定する予定
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
信託契約日	平成29年8月29日(予定)
信託の期間	平成29年8月29日～平成32年9月30日(予定)
議決権行使	信託の期間を通じて、議決権は行使いたしません。
信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

1株当たりの処分価額は、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、平成29年8月9日開催の取締役会決議日の直前営業日である平成29年8月8日の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値である421円といたしました。なお、当該価額は、取締役会決議前1ヶ月(平成29年7月10日から平成29年8月8日まで)の終値平均である424円(円未満切捨)との乖離率-0.71%、同じく3ヶ月(平成29年5月9日から平成29年8月8日まで)の終値平均である416円(円未満切捨)との乖離率1.20%および同じく6ヶ月(平成29年2月9日から平成29年8月8日まで)の終値平均である398円(円未満切捨)との乖離率5.78%となっております。さらに上記2のとおり、本自己株式処分により処分予定先は当社株式を信託財産として取得するものであり、取締役等が受益者として確定したときに当該取締役等に無償で交付することが予定されておりますので、かかる処分価額による自己株式処分によって処分予定先が経済的利益を享受できるものではありません。

以上により、処分価額の算定は処分予定先に特に有利な処分価額に該当しないものと判断しております。

また、上記処分価額につきましては、取締役会から上記処分価額の妥当性について社外取締役及び監査役に意見を求めたところ、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以上